

景観づくりの取り組み
を考えている方

必見！

景観形成事業補助金

浜田市では周辺との景観を調和させる統一的なまちなみの整備を行う取組等に対して補助をおこなっています。

地元等で取組を検討されている方や、今後取り組みたいと考えている方は、まずはご相談ください！

POINT

景観づくりの取り組みのうち

補助対象経費の1/2以内の額

最大 **50万円** 補助

事業実施期間

令和4年4月1日から
令和7年3月31日まで

※単年度で年度末までに完了
する事業に限ります。



⇒裏面に詳しい補助対象の条件等を載せています。

電話での
お問い合わせ

浜田市 都市建設部 建設企画課 **TEL 0855-25-9601**

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地(北分庁舎3F) FAX 0855 - 22 - 6500

1. 補助対象条件

① 補助対象者(次のどちらかに当てはまる人や団体)

- 景観重点地区において景観協定を締結している人。
- 景観形成に取り組むために5以上の世帯又は団体で組織された団体。(町内会等)

② 補助対象事業(どちらも当てはまること)

- 良好な景観の保全や魅力ある景観を創造する取組であること。
- 取組を行う地域内にある町内会等の合意を得ているもの。

③ 補助対象経費(次のどれかに当てはまる経費)

- 協定の策定に係る経費(景観アドバイザー者金等)
- 建築物や工作物の新築や増築などの整備に係る経費
- 外観を変更することとなる模様替えや色彩の変更などに係る経費
- 景観資源の保全や整備に係る経費(清掃活動や美化活動に係る経費は除きます。)

2. 補助される金額

補助対象経費の1/2以内の額 ※千円未満切り捨てとなります。

(他の補助金等の交付を受けている場合は、その補助金等の額を除いた経費が対象。)

下記の区分に応じ定める額を補助の限度額とします。

・景観重点地区(協定締結あり)	50万円
・景観重点地区(協定締結なし)	30万円
・景観重点地区以外の区域	20万円

事業実施期間

令和4年4月1日～令和7年3月31日

※単年度で年度末までに完了する事業に限ります。

3. 補助金交付の手続きについて

交付には事前審査があります。

事業実施30日前までに交付申請を提出する必要があります。事業計画の段階で、まずは下記お問い合わせ先までご連絡ください。

電話での
お問い合わせ

浜田市 都市建設部 建設企画課 **TEL 0855-25-9601**

〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地(北分庁舎3F) FAX 0855 - 22 - 6500